(様式2)

NPO法人日本ブラインドサッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期 基本計画を策定し公表するこ と	【審査基準(1)について】 ・JBFA経営管理指標を定め、組織としてのKGIを定めている。 ・JBFA経営管理指標に基づき、中期基本計画として目標を定めている 【審査基準(2)について】 ・JBFA経営管理指標および中期基本計画は、当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(https://stakeholder.b-soccer.jp/financial)3項目目の 「JBFA経営管理指標・中期経営計画」で公表 【審査基準(3)について】 KGI策定にあたっては協会の主要な役職員と協働のうえ草案を作成し理事会で協議・裁定している	1JBFA経営指標コミュニケーション資料_共有用 2JBFA経営指標コミュニケーション資料_それぞれの定量目標 3理事会議事録 2018-0804中期経営計画の経営指標 4理事会議事録 2019-0106経営管理指標の定量目標について 5理事会議事録 2021-1205中長期計画更新に向けて 7.理事会議事録 2022-0206中期計画アップデートワークショッ
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する 人材の採用及び育成に関する 計画を策定し公表すること		9.人材育成計画と方針(案)2022.7 10.JBFA人事評価規程 11.目標設定シート更新版2022 12.理事会資料人事・給与制度の方向性について(20180926) 13.理事会資料(仮)今後の事業の方向性を見据えた人事制度・ 改定について 14.理事会資料(仮)今後の事業の方向性を見据えた人事制度・ 改定について 105.人材関連方針(2022-23年)
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	務の健全性確保につとめている。 →21.財務モニタリングフロー参照 【審査基準(2) について】	15.2020年度予算の説明資料(20190729) 16.理事会議事録。2020-0703、第5期予算と事業計画書について 17.理事会資料。第5期(2020年8月〜21年7月) 計画と予算の説明 料 18.理事会議事録。2019-0701、総会に付議する議業の承認 19.2020年度 (第5期) 定期総会説明資料(2020年9月25日) 20.理事会議事録。2020-1203、財務モニタリング 21.財務モニタリングフローソ、20201112 22.月次部門別モニタリング。2022 23.理事会議事録。2021-0902、第6期決算案について総会に付議る議案の承認 24.2021年度 [第6期] 定期総会説明資料(2020年9月27日)
4	組織運営を確保す るための役員等の	①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以上) を設定するととも	・外部理事の構成比率は75.0%(前回71.4%)となっている。 ・女性理事の構成比率は25.0%(前回14.3%)となっている。監事を含む役員の女性比 率は30.0%となっている。 ・障がい者理事の構成比率は12.5%(前回14.3%)となっている。	25.役員名簿及び役員のうち報酬を受け取る者の名簿 26.理事会議事録_2019-0701_指名報酬委員会 27.理事会議事録_2022-0503_指名報酬委員会について 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 94.理事会議事録_2022-0902_組織の役員の構成における多様性確保について 95.理事会議事録_2022-0903_役員の選定に関する外部委員の考方について

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	从 只归	街旦視口	自己説明	証憑書類
5	組織運営を確保す るための役員等の	成等における多様性の確保を	NPOという法人格から、評議員会は設置していない。	
6	るための役員等の	(1) 組織の役員及び評議員の 構成等における多様性の確保 を図ること ③アスリート委員会を設置 し、その意見を組織運営に反 映させるための具体的な方策 を講じること	【審査基準(1)について】 2022年4月1日に独立委員会事務局が設置され、その後発足したJBFAアスリート委員会の運営をサポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される;1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う) 2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること)【審査基準(2)について】・JBFAアスリート委員会議事録をステークホルダー・エンゲージメントサイト(ライブラリー)に2022/12より掲載予定。https://stakeholder.b-soccer.jp/library・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している参考URL:https://www.b-soccer.jp/news/18372-20220401 【審査基準(3)について】アスリート委員会運営規程策定に当たり、役職員や外部の有識者、他のNF関係者などから幅広く意見を募っている。	102.【議事録】2021-0203_アスリート委員会運営規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準 (1) について】 ・理事会の人数は議論が活発化できる範囲として定款で人数を5名以上12名以内と定義している ・役員に偏りがないよう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している ・2021年10月に外部理事、監事を各1名増員し、理事8名、監事2名の10名体制となっている。 ・理事会はオンラインで開催しており、物理的な参加のハードルを緩和するなど柔軟な会議設定をすることで、会議実施の迅速性や理事の参加のしやすさ(多様性)への配慮をしている。 【審査基準 (2) について】 理事の名簿を当協会HPにて公表している。 参考URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/06/1- 1.%E5%AE%9A%E6%AC%BE%E2%80%9720210131.pdf 【審査基準 (3) について】 役員に偏りがないよう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している	34.特定非営利活動法人日本プラインドサッカー協会定款 35.理事会議事録_2019-0403、常住理事会の設置と権限分担について 25.役員名簿及び役員のうち報酬を受け取る者の名簿
8		(3) 役員等の新陳代謝を図る 仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限 を設けること	【審査基準 (1) について】 役員の任期等に係る内規を設け、就任時の年齢に制限を常勤理事、非常勤理事でそれぞれ設けている →36.役員の任期等に係る内規、P1「第3条 就任時の年齢制限」参照 【審査基準 (2) について】 「役員の任期等に係る内規」を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表している。(https://www.bsoccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E4%BB%B 8%E6%9C%9F%E7%AD%89%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%86%85%E8%A6%8F.pdf) 【審査基準 (3) について】 役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見をとりいれた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	36.役員の任期等に係る内規

審査項目	原則	審査項目			
通し番号	W.KJ	新五次日	自己説明	証憑書類	
9	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。		【審査基準 (1) について】 役員の任期等に係る内規を設け、常勤役員、非常勤役員においてぞれぞれ、再任回数および任期に上限を設けている →36.役員の任期等に係る内規、P1「第4条 再任の上限」参照 【審査基準 (2) について】 「役員の任期等に係る内規」を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表している。(https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E4%BB%B B%E6%9C%9F%E7%AD%89%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%86%85%E8%A6%8F.pdf) 【審査基準 (3) について】 役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見をとりいれた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	26.理事会議事録。2019-0701_指名報酬委員会 28.指名報酬委員会検討用資料。2019年7月24日版 36.佼良の任期等に係る内規 37.理事会議事録。2021-0204_理事の新規依頼 38.指名報酬委員会。委員名簿	
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】		
10		(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 役員選定にあたっては、指名報酬委員会を設け、役員候補者の選考の機能を果たしている。 ・理事の構成を同委員会が検討し、外部有識者を含めて配置できる体制を整えている。 【審査基準(3)について】 役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見をとりいれた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	26.理事会議事録_2019-0701_指名報酬委員会 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 37.理事会議事錄_2021-0204_理事の新規依頼 38.指名報酬委員会_委員名簿 72.顧問契約事_長令川俊明法律事務所 96.理事会議事錄_2022-0926_総会に付議する議案の承認	
11		(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 下記規程等を策定し、そのなかに法令遵守の観点が盛り込まれている。 ・41.倫理コンプライアンス規程 ・42.懲罰規程 ・10.人事評価規程、P3「第12条 半期目標の評価点における例外事項」12.1.1参照 ・43.入職誓約書、4項参照 【審査基準 (2) について】 上記規程41、42を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表 ・41.倫理コンプライアンス規程 b-soccer.jp/uploads/2022/08/倫理コンプライアンス規程v.2.2.pdf ・42.懲罰規定 https://www.b- soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8 Bv.1.0.pdf 【審査基準 (3) について】 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	10.JBFA人事評価規程 39.プラインドサッカー協会 就業規則 40.日本プラインドサッカー協会 契約職員規程 41.倫理コンプライアンス規程 42.懲割規程 43.入職権約書 44.理事会議事録_2020-0904_雇用形態の制度変更について 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所	

審査項目	店 Bil	霊本佰日			
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	
12		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか		45.規程,內規等一覧表72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所	
13		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を 整備しているか	【審査基準 (1) について】 決裁権限を定めた決裁権限表を策定している。 【審査基準 (2) について】 内規のため公表の予定なし。 【審査基準 (3) について】 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	46.決裁権限一覧表 47.印章取扱規程 48.政治活動・選挙活動に係る内規 49.アクセンセリティボリシー 50.プライパン・ボリシー 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所	
14		(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準 (1) ついて】 役員の報酬について定めた役員の報酬等の規程を設けている。 ・また、独立した指名報酬委員会によって役員の報酬が定められる制度としている。 ・職員については、給与規程、人事評価規程を定めている。 【審査基準 (2) について】 上記規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表予定(2022/8) 【審査基準 (3) について】 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	51.理事会議事録 2018-1002_2.役員の報酬等の規程 52.理事会議事録2019-0702.役員報酬規程 53.改定業 役員の報酬等の規程 (2019年7月29日) 54.日本プラインドサッカー協会給与規程 55.プラインドサッカー代表チーム部スタッフ謝金規程 56.JBFA旅費規程 57.専門部謝金規程 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所	
15		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	【審査基準 (1) について】 財産の管理を定めた規程は策定していないが、決裁権限にて財産の取扱の権限を定めている。 【審査基準 (2) について】 内規のため公表予定なし。 【審査基準 (3) について】 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所	
16	を整備すべきであ	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための 規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 経理規程を策定している。 プラインドサッカーの名称を商標登録し、運用管理している。 財政的基盤の1つであるスポンサーのカテゴリーを定め、営業で管理している。 【【審査基準 (2) について】 ・JBFAの登録商標については協会HPで公開している。 参考URL:https://www.b-soccer.jp/jbfa/rights ・経理規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表している。 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf 【審査基準 (3) について】 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	58.NPO法人日本プラインドサッカー協会の登録商標について (2016年12月) 59.「図マーク(登録商標マーク)」使用見本(2016年12月) 60.プラインドサッカーのイベントを発注したい人に知っておいて 欲しいこと(イベント規程) 98.経理規程 99.セールスシート(JBFAカテゴリー説明)	

審査項目		空木石口		
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17		(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その他 選手の権利保護に関する規程 を整備すること	【田旦坐十(1)について】	61.プラインドサッカー日本代表チーム選考規程 62.プラインドサッカー日本代表チーム パラリンピックに関する 選考規程
18	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(4) 審判員の公平かつ合理的 な選考に関する規程を整備する こと	【審査基準 (1) について】	63. 審判員規程
19		(5) 相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルートを確保 するなど、専門家に日常的に 相談や問い合わせをできる体 制を確保すること	【審査基準(1)について】 ・顧問弁護士を設置し、リーガルチェックから法律相談が可能な体制を整えている。 ・その他、税理士、社労士も顧問を設置し、弁理士についても日常的なサポートを得られる体制を整えている。 【審査基準(2)について】 顧問弁護士名は協会HPにて公開している 参考URL:https://www.b-soccer.jp/jbfa/about	72.顧問契約書、長谷川俊明法律事務所 73.顧問契約書(更新)、社会解除労務士法人 オフィスクエール 74.理事会議事録 2021-0702.顧問税理士について 75.常任理事会議事録 20210824 76.業務契約書、「猪熊稅務会計事務所
20	[原則4] コンプ ライアンス委員会 を設置すべきであ る。	(1) コンプライアンス委員会 を設置し運営すること	【審査基準 (1) について】 コンプライアンス委員会を、倫理コンプライアンス委員会に定め、策定している。 【審査基準 (2) について】 2022年第三四半期に倫理コンプライアンス委員会を開催	64.倫理・コンプライアンス委員会 委員名簿 (議事録添付)
21		の構成員に弁護士、公認会計	【審査基準 (1) について】 ・すべての属性ではないが、外部有識者として学識経験者、弁護士を配置して専門性の確保を図っている。	64.倫理・コンプライアンス委員会 委員名簿
22	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(1) NF役職員向けのコンプラ イアンス教育を実施すること		65.倫理コンプライアンス研修(管理部 井口) 66.JSCスポーツインテグリティ・ユニットからのお知らせ
23	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・対象となる選手、クラブチームに対し、コンプライアンス研修を年に一度以上実施している。研修の実際の実施については、証憑103(20210425_クラブチームミーティング開催案内)のアジェンダ参照 ・また日本代表には、主にSクラスの大会前に日本代表誓約書を中心としてコンプライアンスのレクチャーを行う機会を持っている。コンプライアンス研修の実施については、証憑104(代表チーム部向け_コンプライアンスセミナー_20210608)参照	67.大会期間中における日本代表選手およびスタッフの情報発信 (SNS)のガイドライン、2016年8月 68.プラインドサッカー日本代表 強化指定選手およびスタッフ向けガイドライン、2021年3月 69.誓約書 71.アスリートの ソーシャルメディア活用 および炎上リスクについて、2021.2 103、20210425_クラプチームミーティング開催案内 104.代表チーム部向け_コンプライアンスセミナー_20210608
	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 ・審判講習会のなかに、コンプライアンス教育に該当する内容を盛り込んでいる。 ・審判員のコンプライアンス研修は、22_②対象全役職員研修の中でカバーしている。	65.倫理コンプライアンス研修(管理部 井口)

審査項目					
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	
25		(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 顧問弁護士、顧問会計士、顧問社労士を設置し、日常的に専門的サポートを得られる体 制を築いている。 【審査基準(2)について】 顧問弁護士名は協会HPにて公開している 参考URL: https://www.b-soccer.jp/jbfa/about また、経理規程につても当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」 サイトにて公表している。 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf	72.顧問契約書、長谷川俊明法律事務所 73.顧問契約書、便新」社会保険労務士法人 オフィスクエール 74.理事会議事録。2021-0702 顧問税理士について 75.常任理事会議事録。2021-0824 76.業務契約書、猪熊税務会計事務所 98.経理規程	
26		(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	【審査基準 (1) について】 ・経理規程を策定し、適切な会計処理の運用を行っている。 【審査基準 (2) について】 監事の所属先、専門的能力(資格等)、業務経験等の明示し、一部監事の適性理由は協会HPにて公開している。 (詳細プロフィール別添) https://www.b-soccer.jp/news/16967-20210726 また、経理規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表している。 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf	97.監事プロフィール 98.経理規程	
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・補助金、助成金毎に定められたガイドラインを経理規程等の運用ルールに反映し、適切な処理を行っている。ガイドラインの遵守については、それぞれの助成団体が審査する際に確認している。	98.経理規程 100.検査結果通知書(令和 4 年 5 月 1 1 日_独立行政法人日本スポーツ振興センター)	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 NPO法人法によって定められる事業報告書と貸借対照表を所管官庁に届け出、公表している 【審査基準(2)について】 過去3年毎年決算報告ハイライト当協会HPにて公表している。 参考URL: ・ [情報公開] 令和2年度財務情報 2021/10/07 令和2年度(令和2年8月1日~令和3年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開しています。 https://www.b-soccer.jp/news/17330-20211007-1 ・ [情報公開] 令和元年度財務情報 2020/10/02 令和元年度(令和元年8月1日~令和2年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開しています。 https://www.b-soccer.jp/news/15233-20201002-3 ・ [情報公開] 平成30年度財務情報 2019/10/17 平成30年度(平成30年8月1日~令和元年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開しています。 https://www.b-soccer.jp/news/news-official/12931-20191017	77.決算報告書(第4期) 78.決算報告書(第5期) 79.決算報告書(第6期)	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選 考に関する情報を開示すること	【審査基準 (1) について】 日本代表に関する選手選考規程を策定している。 【審査基準 (2) について】 上記規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表予定(2022/8)	61.プラインドサッカー日本代表チーム選考規程 62.プラインドサッカー日本代表チーム バラリンピックに関する 選考規程	
30	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示するこ と	【審査基準(1)について】 ・ガバナンスコードの遵守状況を本自己説明様式にて公表している。 【審査基準(2)について】 ガバナンスコード自己説明を当協会HPにて公表している。 参考URL:https://www.b-soccer.jp/jbfa/disclosure	80.スポーツ団体ガパナンスコード_中央競技団体向け_遵守状況の自己説明(2021年3月31日) 81.スポーツ団体ガパナンスコード_中央競技団体向け_遵守状況の自己説明(2021年10月31日)	

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相 反を適切に管理す べきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準 (1) について】 ・利益相反マネジメントポリシーを定めているほか、倫理コンプライアンス規程で利益相反の発生リスクについて触れている。 ・利益相反委員会および倫理コンプライアンス委員会を2022/8/22に開催。 ・利益相反マネジメント規程は2023年3月までの制定を予定している。 ・ JBFAの役職員でクラプチーム所属の者に関しては、「職員のクラプチーム活動許可内規」を策定し生じうる利益相反を管理している。 【審査基準 (2) について】 利益相反マネジメントポリシーを当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表(https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E5%88%A9%E7%9B%8A%E7%9B%B8%E5%8F%8D%E3%83%B0%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%9 D%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%BC.pdf) 【審査基準 (3) について】 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	83.利益相反マネジメントポリシー(初版 2021年2月22日) 84.正職員及び有期雇用契約職員のチーム活動に係わる内規 85.利益相反委員会 委員名簿 86.利益相反管理研修_2021年7月1日(JSC)
32	[原則8] 利益相 反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準 (1) について】 ・利益相反マネジメントポリシーを定めている。	83.利益相反マネジメントポリシー (初版 2021年2月22日) 84.正職員及び有期雇用契約職員のチーム活動に係わる内規 85.利益相反委員会 委員名簿 86.利益相反管理研修_2021年7月1日(JSC)
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している。 ●トップアスリート向け・トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口 (JSC)https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx・ドーピング通報窓口 (JSC)https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/form/	87.共有用レジュメ_コンプライアンスに関する研修_20210608 (代表チーム)
34	ある [原則10] 懲罰	弁護士、公認会計士、学識経 験者等の有識者を中心に整備 すること (1) 懲罰制度における禁止行	懲罰規定を定めている。役職員に関しては就業規則にて懲罰を定め、周知している。	87.共有用レジュメ_コンプライアンスに関する研修_20210608 (代表チーム) 42.JBFA懲罰規程_20220928改訂
36	[原則10] 懲罰 制度を構築すべき である	(2) 処分審査を行う者は、中 立性及び専門性を有すること	見聴取)の機会を設けることについては、証憑42「懲罰規定」第9条9.8に定める 【審査基準 (4) について】 処分結果の処分対象者への通知については、証憑42「懲罰規定」第11条11.1~11.2に定める 【審査基準 (1) について】 懲罰規程を策定し、そのなかで、裁定委員会の設置について定め、事案発生時には外部有識者を中心に裁定委員会を立ち上げることとしている。 →第9条 裁定委員会等 →第14条 プライバシーの保護(2022/9/28改訂部分) 【審査基準 (2) について】 懲罰規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表(https://uploads.strikinglycdn.com/files/4a6f74ad-8d7f-4812-9661-a13d442d7a61/JBFA%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20220928	42.JBFA懲罰規程 20220928改訂 96.理事会議事録_2022-0926_総会に付議する議案の承認 101.裁定委員会名簿
			%E6%94%B9%E8%A8%82.pdf?id=3946412)	

審査項目	原則審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	
37	紛争の迅速かつ適	ポーツ仲裁機構によるスポー	【審査基準 (1) について】 選手選考については選考規程において自動応諾条項を定めているが、懲罰等の不利益処分については現在自動応諾条項を定めていない。次回(2022年12月)以降の理事会にて対応を見直すことを検討していき、2023年12月までに条項を定める予定。	61.プラインドサッカー日本代表チーム選考規程 62.プラインドサッカー日本代表チーム パラリンピックに関する 選考規程	
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	上記37項目に準じる。		
39	理及び不祥事対応	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準 (1) について】 ・協会のコミュニケーションで使用しているグループウエア上にクローズドの危機管理のグループを作り関係者を招待。有事の際に時差なく情報の共有と相談ができる体制を構築している。 ・危機管理の際の対応について、マニュアルを策定し広報的、人事的な対応を定めている。また、発生事案の高いリスクに関して、対応ルールを随時追記し定めている。 【審査基準 (2) について】 ・グループウェアのクローズドのグループについては、内容がセンシティブなため公開していない ・危機発生時からの対応プロセスについて説明した内部資料のため非公開。 【審査基準 (3) について】 マニュアルを作成するに当たり、複数の役職員や外部有識者の意見を取り入れたり、他団体のマニュアルを参考にして草稿を策定した。	88 級 FAリスク対応マニュアル_2016年11月作成_JBFA広報チーム	
40	理及び不祥事対応		審査書類提出時から過去4年以内に不祥事対応での外部調査委員会を設置していないため、該当なし		
41	理及び不祥事対応	(3) 危機管理及び不祥事対応 として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、 独立性・中立性・専門性を有 する外部有識者(弁護士、公 認会計士、学識経験者等)を 中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年 以内に外部調査委員会を設置 した場合のみ審査を実施	審査書類提出時から過去4年以内に不祥事対応での外部調査委員会を設置していないため、該当なし		
42	織等に対するガバ ナンスの確保、コ ンプライアンスの 強化等に係る指	(1) 加盟規程の整備等により 地方組織等との間の権限関係 を明確にするとともに、地方 組織等の組織運営及び業務執 行について適切な指導、助言 及び支援を行うこと	地方組織をもたないため該当なし		
43	[原則13] 地方組 織等に対するガバ	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織をもたないため該当なし		

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	冰火	留旦次口	自己説明	証憑書類